

令元福情答申第3号

令和元年6月18日

福岡市住宅供給公社理事長 馬場 隆 様

(福岡市住宅供給公社総務課)

福岡市情報公開審査会

会 長 田 邊 宜 克

(総務企画局行政部情報公開室)

公文書公開請求に係る一部公開決定処分に対する審査請求について (答申)

福岡市情報公開条例 (平成14年福岡市条例第3号) 第20条第1項の規定に基づき,平成30年12月10日付け福市住公第438号により諮問を受けました下記の審査請求について,別紙のとおり答申いたします。

記

「福岡市住宅供給公社が所有する本件特定団地の管理に関する記録 (写真,手紙を含む) (平成28年10月1日以降分)」の一部公開決定の件

答 申

第1 審査会の結論

「福岡市住宅供給公社が所有する本件特定団地の管理に関する記録（写真、手紙を含む）（平成28年10月1日以降分）」（以下「本件対象文書」という。）について、福岡市住宅供給公社（以下「実施機関」又は「公社」という。）が行った一部公開決定（以下「本件決定」という。）を取り消し、改めて本件対象文書を特定した上で、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。）第11条の規定による決定等を行うことが妥当である。

第2 審査請求の趣旨及び経過

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、平成30年9月7日付けで実施機関が審査請求人に対して行った本件決定を取り消し、新たに公文書の公開を決定するよう求めるものである。

2 審査請求の経過

- (1) 平成30年8月29日、審査請求人は、実施機関に対し、条例第5条の規定により、本件対象文書について公開請求を行った。
- (2) 平成30年9月7日、実施機関は、条例第11条第1項の規定により本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- (3) 平成30年11月26日、審査請求人は、本件決定に不服があるとして、実施機関に対して本件審査請求を行った。

第3 審査請求人及び実施機関の主張等の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書、反論書及び平成31年2月20日の当審査会における口頭意見陳述において、概ね次のように主張している。

- (1) 審査請求人は、公開請求において、本件対象文書の公開を請求した。しかし、公開された記録には、昨年度の管理に関して公社から福岡市へ提出されたはずの平成29年度業務報告書が含まれていない。以前、同様の公開請求をした際には、業務報告書を含む公文書が公開された。本件でも、前回と同様の公文書が公開されて当然である。実施機関は、平成29年度業務報告書を含め、公開の対象とされていない本件公開請求に係る公文書を公開すべきである。
- (2) 他から入手した平成29年度業務報告書に目を通したところ、本件特定団地に関する特別の記載は皆無だが、新たな経営計画、平成30年度福岡市住宅供給公社事業計画案及び福岡市住宅供給公社経営計画案（以下「新たな経営計画等」という。）に関する記載がある。新たな経営計画等の公開を求めべく審査請求をしたが、新たな経営計画等に本件特定団地に関する記載はないとの実施機関からの弁明を受け、新たな経営計画等について新たな公開は求めない。

2 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び平成31年1月16日の当審査会における口頭意見陳述において、概ね次のように主張している。

(1) 弁明の趣旨

本件決定は、実施機関が、条例に基づき、慎重に判断した上で行ったものであり、正当かつ妥当な処分である。

(2) 本件対象文書について

本件対象文書は、本件市営特定住宅のうち本件特定団地自治会の活動がされている各棟と共用部を範囲とする管理に関する記録及び写真並びに本件特定団地自治会からの手紙、FAX及びその回答文書である。

記録及び写真並びに手紙、FAX及びその回答には、条例第7条で規定される非公開情報に該当する個人情報、警察による犯罪の予防又は捜査に関する情報が記載されている。

(3) 本件決定を行うに至った理由

特定の市営住宅の入居者の氏名、住所、車両番号等は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができる情報、又は公にすることにより個人

の権利利益を害するおそれがあり条例第7条第1号に該当するため、非公開情報とした。

また、警察による犯罪の予防又は捜査に関する情報は、条例第7条第3号に該当するため、関係機関との協議に関する情報は条例第7条第4号に該当するため、非公開情報とした。

審査請求書別紙に記載された新たな経営計画等が公開されていないとの主張については、新たな経営計画等に「本件特定団地の管理に関する記録」は記載していないことから、本件対象文書に該当しないと判断した。

(4) 本件対象文書の特定について

本件公開請求書には「平成28年10月1日以降分」と記載されているように、審査請求人から過去に同様の公開請求を受けたことがある。本件対象文書の特定に際しては、過去の公開請求と同様の公文書を特定すればよいと考えた。そのため、本件対象文書を特定するにあたり、審査請求人に請求の趣旨を確認しなかった。

第4 審査会の判断

上記の審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

1 本件の争点について

審査請求人は、本件公開請求は、本件特定団地の管理に関するすべての記録を求める趣旨であり、少なくとも公社から福岡市に提出されたはずの業務報告書が本件決定で特定された公文書に含まれていないことは不当であると主張するが、実施機関は、本件決定は正当かつ妥当であったと主張する。

また、本件決定で特定された公文書における公開、非公開の判断については、当事者間に争いが無い。

そこで、当審査会としては、本件対象文書の特定の妥当性、すなわち、本件決定で特定された公文書以外に本件対象文書とすべき公文書が認められるか否かについて、以下検討する。

2 公開請求書に記載すべき事項と対象文書の特定に関する条例の定め

条例においては、公開請求に当たり、公開請求をする者は、公開請求書を実施機関に提出しなければならないが、公開請求書には「公文書の名称その他の公開請求に係る公文書を特定するために必要な事項」を記載する旨定められている（条例第6条第1項第2号）。公文書を特定するために必要な事項の記載は、公開請求を受けた実施機関が合理的な努力をすることにより公文書を特定することができる程度になされている必要がある。

また、実施機関は、「公開請求書に形式上の不備があると認めるとき」は、公開請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができるが、この場合においては、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない旨定められている（同条第2項）。

「公開請求書に形式上の不備があると認めるとき」には、記載事項に漏れがある場合のほか、「公開請求に係る公文書を特定するために必要な事項」の記載に不備があり公開請求に係る公文書を特定することができない場合等も含まれるが、公開請求者は、一般に行政実務に通じていないことから、「公開請求に係る公文書を特定するために必要な事項」を的確に記載することは困難な場合が多い。

したがって、実施機関は、公開請求をしようとする者が容易かつ的確に公開請求をすることができるよう、公文書を特定するために必要な情報を積極的に提供し、又は当該公開請求者と連絡を取り合い、公開請求の趣旨を十分に確認するなど、当該公文書の特定に資する情報の提供その他公開請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講じるものとされている（条例第42条）。

3 本件対象文書の特定の妥当性について

実施機関は、本件対象文書として、本件特定団地交渉記録、職員巡回時記録写真、本件特定団地自治会（役員）との手紙、巡回指導員巡回時記録写真、本件特定団地自治会（役員）とのファックスの記録及び本件特定団地害虫駆除に関する記録を特定しているが、本件対象文書の特定に際しては、過去の公開請求と同様の公文書を特定すればよいと考え、審査請求人に請求の趣旨を確認していない。

そうであれば、本件対象文書については、本件公開請求書の記載内容から合理的に判断するほかなく、実施機関が市営住宅の管理を直接行っていることを踏ま

えると、その範囲は、相当広範囲に及ぶ可能性がある。

そこで、当審査会から実施機関に対し、実施機関が本件対象文書として特定した公文書を除く本件特定市営住宅又は本件特定団地の管理に関する公文書の存否について改めて確認したところ、実施機関が作成している文書管理台帳が提出された。当審査会において、当該文書管理台帳を見分したところ、実施機関が本件対象文書として特定した公文書以外に、本件対象文書となりうる公文書の件名が複数認められた。

以上のことから、実施機関による本件対象文書の特定は妥当でなく、実施機関は、本件対象文書を特定するために必要な情報を審査請求人に積極的に提供し、改めて本件対象文書を特定した上で、条例第11条の規定による決定等を行うことが妥当である。

以上により、本件決定について、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成30年12月11日	諮問
平成31年1月8日	実施機関の弁明意見書を収受
平成31年1月16日（第2部会）	実施機関から意見聴取，審議
平成31年2月8日	審査請求人の反論書を収受
平成31年2月20日（第2部会）	審査請求人から意見聴取，審議
平成31年3月13日（第2部会）	審議
平成31年4月24日（第2部会）	審議
令和元年5月22日（第2部会）	審議

第6 答申に関与した委員

田邊宜克，大脇成昭，北坂尚洋，山下亜紀子